

令和 4 年 11 月 28 日

## これまでの経緯と本日の議題について

厚生労働省 医政局

特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室

# データヘルス改革に関する工程表 (抜粋)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
医療・介護分野での情報利活用の推進	<p><b>医療機関等で患者情報が閲覧できる仕組み</b></p> <p>患者本人が閲覧できる情報(健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等)は、本人同意の上で、医療機関・介護事業所等でも閲覧可能とする仕組みを整備(2020年度以降順次～) ※ 災害・救急時には、本人確認のみで情報を閲覧可能な仕組みを整備。</p> <p>その他情報(自治体検診、予防接種簿、学校健診等)についても、2021年度中に国民に負担のかからない具体的な方策や開始時期についてIT室(デジタル庁)と共に調査検討し、結論を得る。</p>	<p>電子処方箋情報(リアルタイムの処方・調剤情報) 22年夏～閲覧可</p> <p>特定健診情報・薬剤情報(レセプトに基づく過去の処方・調剤情報)は2021年10月～閲覧可</p>				
	<p><b>医療機関間における情報共有を可能にするための電子カルテ情報等の標準化</b></p> <p>すでに情報交換(画像情報・検査情報等)している医療機関など、準備が整っている機関では、下記にかかわらず共有開始</p> <p>医療機関間で共有(交換)するデータ項目、技術的な基準の検討・決定</p> <p>異なる電子カルテシステムやPHRとデータ交換可能な技術基準に対応した仕組みの開発</p> <p>医療機関NWへの組み込み</p> <p>PHR等と共有する情報(画像情報等)の検討</p> <p>システム要件の整理、システム改修等</p> <p>システム稼働(2024年度以降順次～)</p>	<p>対応可能な所から順次情報共有(2022年度以降順次～)</p>				
	<p><b>介護事業所間における介護情報の共有並びに介護・医療間の情報共有を可能にするための標準化</b></p> <p>全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤のあり方(※)をIT室(デジタル庁)とともに調査検討し、結論を得る ※主体、費用、オンライン資格確認等システムや政府共通基盤との関係、運用開始時期、医療情報の保護と利活用に関する法制度の在り方</p> <p>左記を踏まえたシステムの課題整理・開発</p>	<p>介護情報の共有や標準化に係る調査</p> <p>全国的に介護記録支援システムの情報を含めた介護情報を閲覧可能とするための基盤のあり方についてIT室(デジタル庁)とともに検討し、結論を得る</p>				
	<p><b>自立支援・重度化防止等につながる科学的介護の推進</b></p> <p>CHASEフィードバック機能の開発</p> <p>NDB・介護DB連結解析開始</p> <p>事業所・利用者単位のフィードバックや解析による科学的介護の推進(2021年度～)</p> <p>CHASE等による自立支援等の効果を検証</p> <p>VISIT・CHASEを一体的運用、介護DBとの連結解析開始</p> <p>新たな情報収集システムに向けた更なるデータ項目の整理</p> <p>次期システムの開発</p> <p>次期システムの運用開始によるデータに基づく更なる科学的介護の実現(2024年度～)</p>					
	<p>※ 2021年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる。 科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ)</p>					

- これまで地域医療介護総合確保基金及び地域医療再生基金を活用し、地域医療情報連携ネットワークの構築を進めてきたところ。
- また、電子カルテ情報及び交換方式の標準化として、データ交換は、HL7 FHIRの規格を用いてAPIで接続する仕組みを検討することとし、まずは診療への一次利用で有用な傷病名、アレルギー情報、診療情報提供書等の標準化から進めている。
- 患者紹介や逆紹介時、専門医への照会時などでの医療情報の電子的なやりとりの他、各領域における患者レジストリの構築など、一次利用、二次利用で様々なニーズがある。
- 更に、デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）では、準公共分野（医療、教育、防災等）等の情報システムについても「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を進めるとされている。
- 一方、地域医療情報連携ネットワークではそれぞれで活動状況に濃淡があり、医療機関の参加率が低い地域があるなど、医療情報のやりとりが広く電子的になされている現状にはない。
- これらを踏まえ、効率・効果的な医療情報ネットワークの基盤について検討を進めることが必要。



- 健康・医療・介護情報利活用検討会の下、全国的な医療情報ネットワークの基盤に関する議論を行うワーキンググループを設置する。
- 本ワーキンググループでは、データヘルス改革に関する工程表に従って、医療情報ネットワークの基盤のあり方（主体、費用、オンライン資格確認等システムや政府共通基盤との関係、運用開始時期等）及び技術的な要件について、令和4年度までに調査検討し、関係審議会に報告等を行いつつ、結論を得る。

# 全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤構築に向けた議論の進め方について

第9回 健康・医療・介護情報利活用検討会  
(令和4年5月17日) 資料2  
第88回 社会保障審議会(医療部会)  
(令和4年6月3日) 資料3 一部改変

## 現状の課題

- (1) FHIR準拠の文書を共有するための情報基盤の整理
  - ①具体的な仕組み ②基盤の開発・運用主体、運用費用の負担 ③ガバメントクラウドの活用 等
- (2) 共有すべき情報の整理
  - ①厚労省標準規格の情報拡充の計画策定 ②規格化及びコードの維持管理等の体制整備 等
- (3) 電子カルテの普及
  - ①情報化支援基金の要綱検討

## 議論する会議体(案)

### ◆ 健康・医療・介護情報利活用検討会

- ・ 今後上記を検討していくために、下記WGでの検討を指示・了承  
【医療等情報利活用WG】

- ・ 厚労省標準規格の情報拡充の計画策定 等

#### 【医療情報ネットワークの基盤に関するWG】

- ・ 情報基盤の具体的な仕組み、ガバメントクラウドの活用
- ・ 規格化及びコードの維持管理等の体制整備
- ・ 情報化支援基金の要綱 等

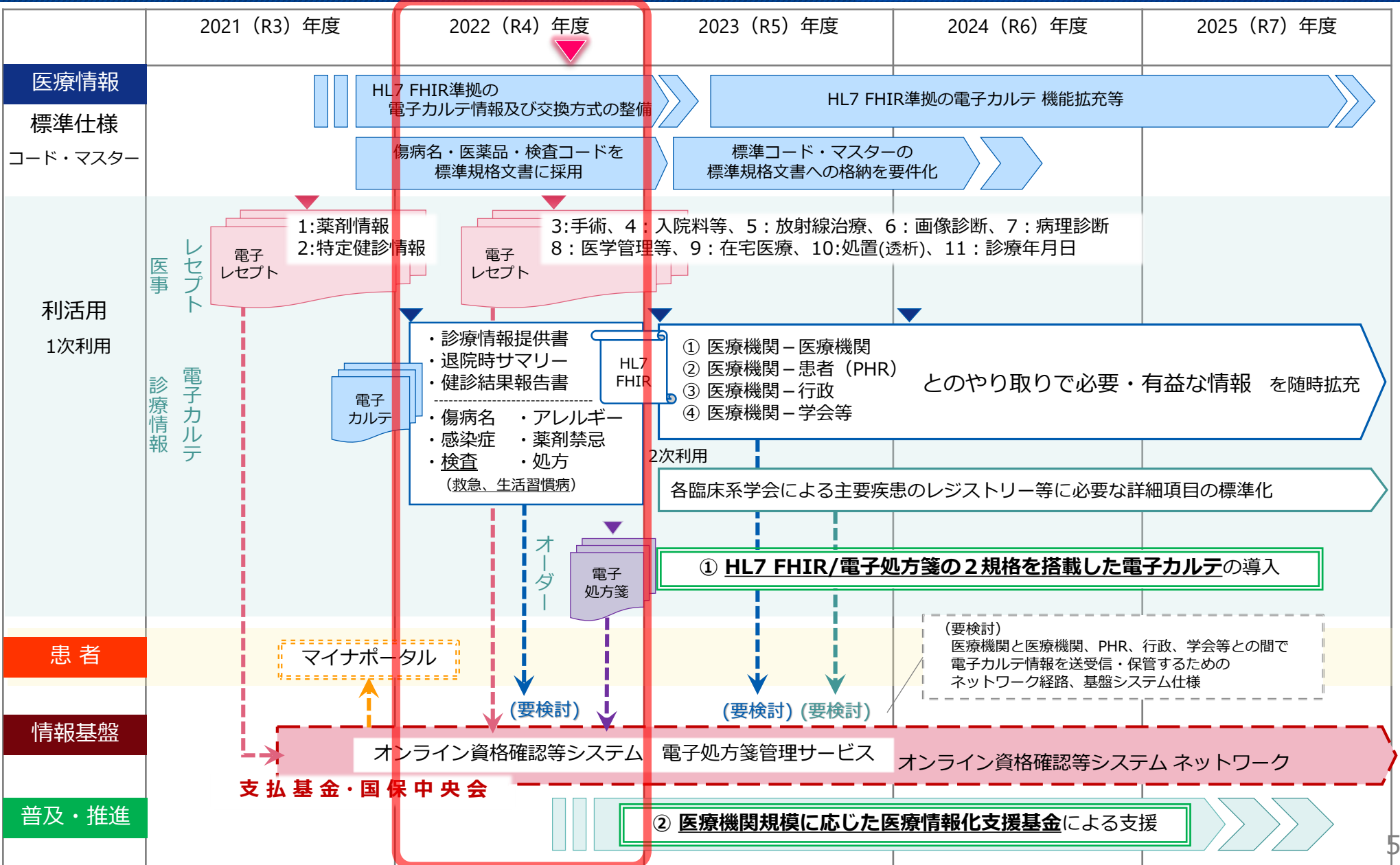
※なお医療情報ネットワークの基盤に関するWGについては、検討に当たって構成員の見直しを行う

### ◆ 社会保障審議会

【医療部会】・【医療保険部会】

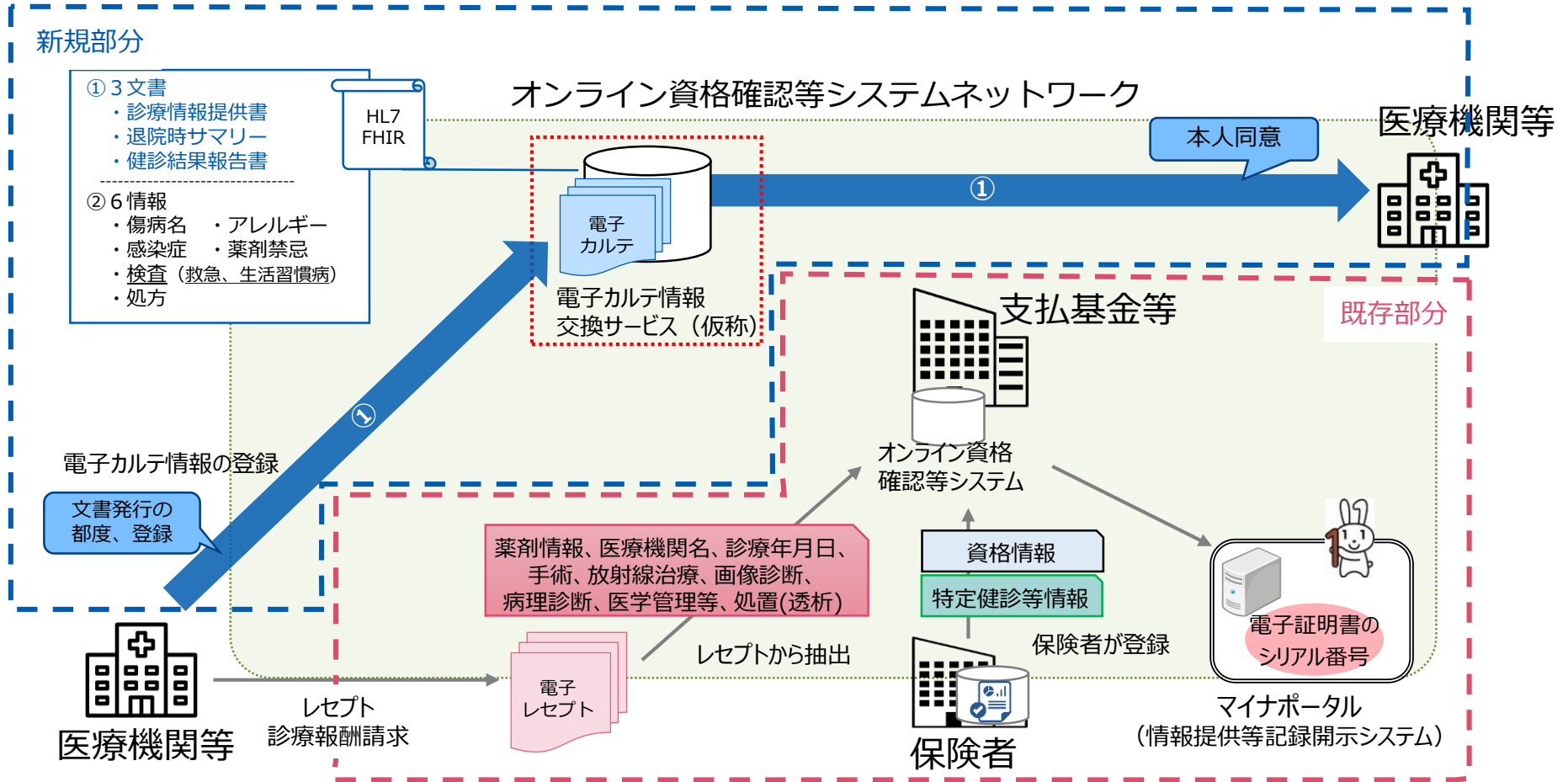
- ・ 上記議論を報告

# 電子カルテ情報等の標準化 今後の進め方 (イメージ)



# 考えられる実装方法（イメージ）

全国的に電子カルテ情報を医療機関等で閲覧可能とするため、以下の実装方法についてどのように考えるか。



① 医療機関等の中でやり取りする3文書情報について、既存のオンライン資格確認等システムのネットワーク上で相手先の医療機関等に送信し、相手先の医療機関等において本人同意の下で同システムに照会・受信できるようにしてはどうか。

送受信方式

# データヘルス改革に加えて「医療DXの取組」と合わせた議論が必要となった

## 医療DXの経緯と論点

- 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）では、全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化等及び診療報酬改定に関するDXの取組を行政と関係業界が一丸となって進める方針が明記された。
- そのため、政府に総理を本部長とし関係閣僚により構成される「医療DX推進本部」が10月12日に設置され、2023年春に工程表を策定すること、当該工程表に沿った計画的な取組を推進することが総理から示された。
- 厚生労働省内においては厚生労働大臣をチーム長として、「医療DX令和ビジョン2030厚生労働省推進チーム」を設置し、「電子カルテ・医療情報基盤」タスクフォース等にて整理を行う事となった。
- 全国医療情報プラットフォームの創設については、すでに整備が進んでいるオンライン資格確認等システムの拡充によって実現するとされており、今後、電子カルテ情報の共有の仕組みの検討と連携して進めていく必要がある。

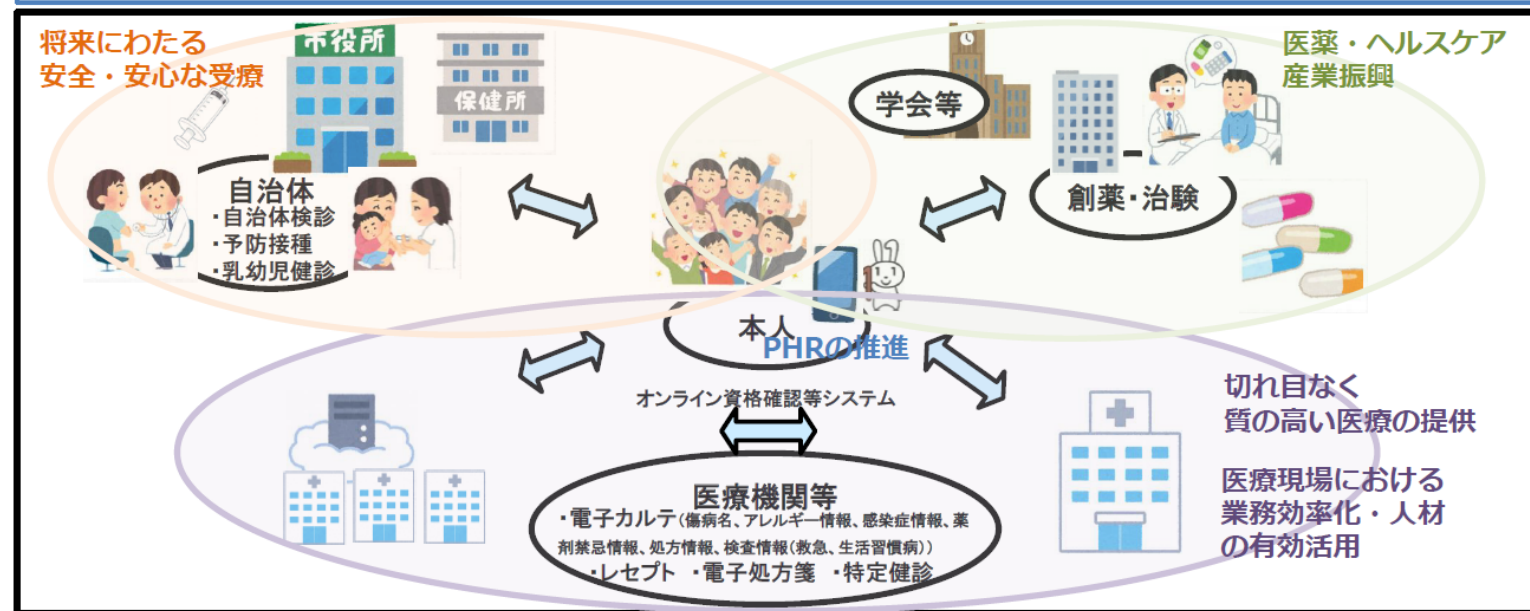
# 医療DXの推進に向けて幅広い視点から複合的な検討が必要

医療DXの推進にあたっては、「PHRの推進」や「切れ目のない質の高い医療の提供の推進」等、幅広い視点から複合的に検討していく必要がある。

## 医療DXにより実現される社会

## 資料4(厚生労働大臣提出資料)

- 誕生から現在までの生涯にわたる保健医療データが自分自身で一元的に把握可能となることにより、個人の健康増進に寄与
  - 自分で記憶していない検査結果情報、アレルギー情報等が可視化され、将来も安全・安心な受療が可能【PHRのさらなる推進】
- 本人同意の下で、全国の医療機関等が必要な診療情報を共有することにより、切れ目なく質の高い医療の受療が可能【オンライン資格確認等システムの拡充、電子カルテ情報の標準化等、レセプト情報の活用】
  - 災害や次の感染症危機を含め、全国いつどの医療機関等にかかっても、必要な医療情報が共有
- デジタル化による医療現場における業務の効率化、人材の有効活用【診療報酬改定に関するDXの取組の推進等】
  - 次の感染症危機において、必要な情報を迅速かつ確実に取得できるとともに、医療現場における情報入力等の負担を軽減し、診療報酬改定に関する作業の効率化により、医療従事者のみならず、医療情報システムに関与する人材の有効活用、費用の低減を実現することで、医療保険制度全体の運営コストを削減できる
- 保健医療データの二次利用による創薬、治験等の医薬産業やヘルスケア産業の振興【医療情報の利活用の環境整備】
  - 産業振興により、結果として国民の健康寿命の延伸に資する





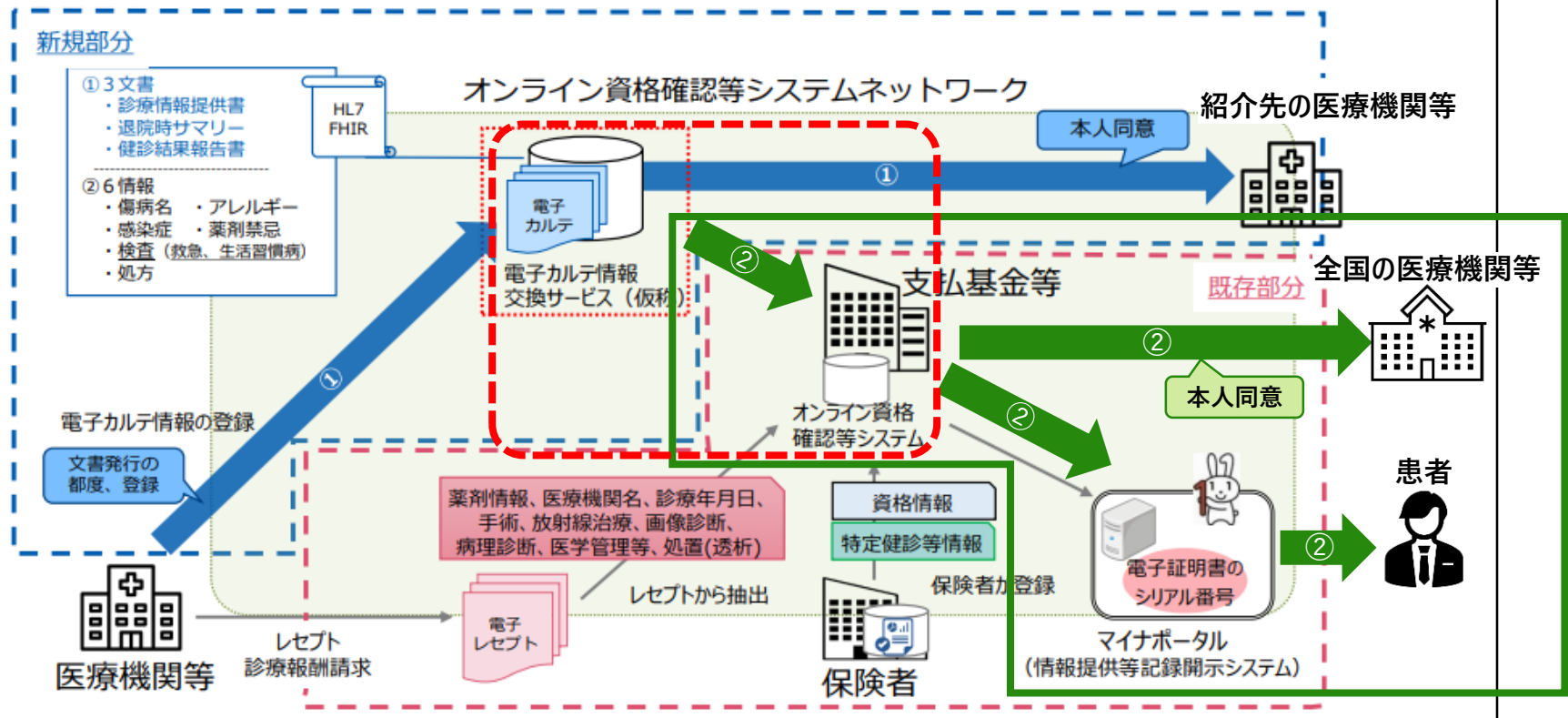
# 医療DXも踏まえた電子カルテ情報を共有できる仕組みの実装方法（イメージ）

具体的には患者の健康管理に有用な一部の電子カルテ情報について、マイナポータル等を通じて本人が閲覧できる仕組みとすると共に、本人同意の下、全国の医療機関等でも患者自身が閲覧可能な情報を共有できる仕組みを検討したい

第4回 健康・医療・介護情報活用検討会  
医療情報ネットワークの基盤に関するWG  
(令和4年5月16日) 資料1

## 考えられる実装方法（イメージ）

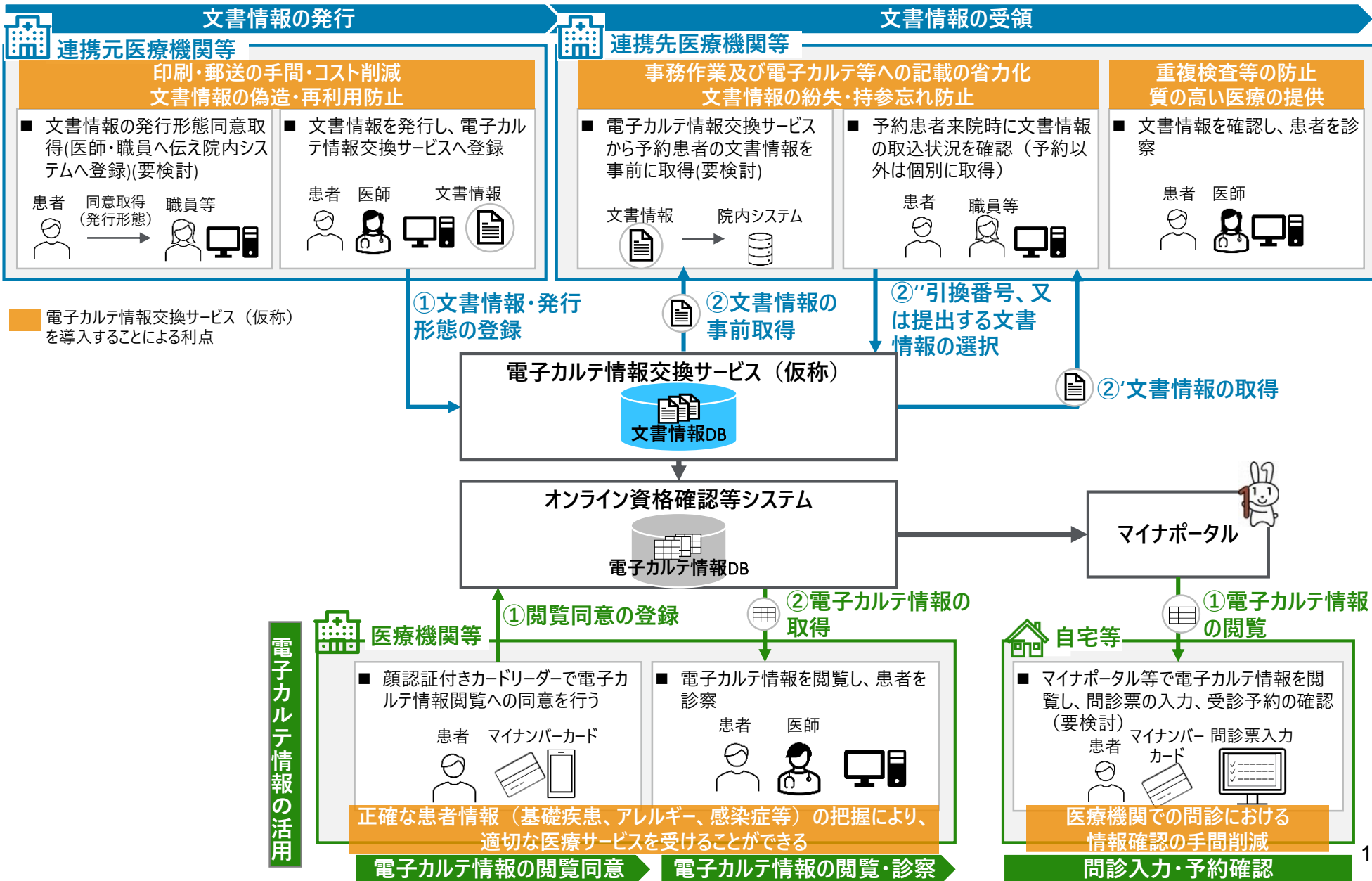
全国的に電子カルテ情報を医療機関等で閲覧可能とするため、以下の実装方法についてどのように考えるか。



出所：第4回健康・医療・介護情報活用検討会 医療情報ネットワークの基盤に関するワーキンググループ（令和4年5月16日）  
資料1「全国的に電子カルテ情報を閲覧可能とするための基盤について」に加筆

# 電子カルテ情報交換サービス（仮称）における運用全体概要と利点（案）

文書情報の電子化



# 本日の議題

- 文書情報（3文書）及び電子カルテ情報（6情報）の閲覧対象について
- 電子カルテ情報の提供の仕方に係る議論
- 今後の進め方について